

【目次に掲載する件名】

特定目的会社が発行を予定する特定短期社債又は特定約束手形が企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関から取得する必要がある格付を指定する件の一部を改正する件

○金融庁告示第三十七号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十八号）の施行に伴い、並びに資産の流動化に関する法律施行規則第二十六条第二項第五号、第七十七条第二号イ及びロ並びに第九十一条第二号イ及びロの規定に基づき、特定目的会社が発行を予定する特定短期社債又は特定約束手形が企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関から取得する必要がある格付を指定する件（平成十二年金融庁告示第四十六号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

金融庁長官 三國谷勝範

前文中「第二十三号第二項第五号、第三十三条の十第二号イ及びロ並びに第三十九条第二号イ及びロ」を「第二十六条第二項第五号、第七十七条第二号イ及びロ並びに第九十一条第二号イ及びロ」に改める。
本則を次のように改める。

一 指定格付機関 株式会社格付投資情報センター

格 付 a-1+, a-1, a-2

二 指定格付機関 株式会社日本格付研究所

格 付 J-1+, J-1, J-2

三 指定格付機関 ムーデイズ・インベスターズ・サービス・インク

格 付 P-1, P-2

四 指定格付機関 スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス

格 付 A-1+, A-1, A-2

五 指定格付機関 フィッチレーティングスリミテッド

格 付 F-1+, F-1, F-2

○特定目的会社が発行を予定する特定短期社債又は特定約束手形が企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関から取得する必要のある格付を指定する件（平成十二年金融庁告示第四十六号）新旧対照表

改正案	現行
<p>資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）第二十六条第二項第五号、第七十七条第二号イ及びロ並びに第九十一条第二号イ及びロの規定に基づき、特定目的会社が発行を予定する特定短期社債又は特定約束手形が企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関から取得する必要のある格付を次のように指定し、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から適用する。</p>	<p>資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）第二十三条第二項第五号、第三十三条の十第二号イ及びロ並びに第三十九条第二号イ及びロの規定に基づき、特定目的会社が発行を予定する特定短期社債又は特定約束手形が企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関から取得する必要のある格付を次のように指定し、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から適用する。</p>
<p>一 指定格付機関 格付付 株式会社格付投資情報センター A-1+, A-1, A-2</p>	<p>企業内容等の開示に関する内閣府令第九条の五に規定する格付を指定する件（平成五年三月大蔵省告示第七十号）で指定する格付</p>
<p>二 指定格付機関 格付付 株式会社日本格付研究所 J-1+, J-1, J-2</p>	
<p>三 指定格付機関 格付付 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク P-1, P-2</p>	
<p>四 指定格付機関 格付付 スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス A-1+, A-1, A-2</p>	
<p>五 指定格付機関 格付付 フィッチレーティングスリミテッド</p>	

格 付 F-1+, F-1, F-2